

岩手県告示第690号の2

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条第1項の規定に基づき、令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う津波により災害が発生するおそれのある宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畠村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域内において救助を行う。

令和7年12月9日

岩手県知事 達 増 拓 也